



百科



笑は問い合わせ先です

国保税 Q&A

Q 就職（または退職）をしたのですが、健康保険はどのようになればよいのでしょうか。

A 例年3月から4月にかけては、就職や退職による国民健康保険から社会保険への加入、または社会保険から国民健康保険への加入といった異動が多い時期となっています。

異動が生じたときには、14日以内に市民課の窓口で国民健康保険の異動の手続きをしなければなりません。この届け出は自動的にには行われず、本人が行うことになっていきますので、お早めに届け出をお願いします。

なお、国民健康保険への届け出が遅れてしまった場合、次のようなトラブルの原因となることがありますので、注意してください。

届け出が遅れると・国民健康保険税がさかのぼって課税される。

（税法により、最高過去3年間のさかのぼり課税されます。）

社会保険を抜け、保険証がないまま病院にかかった場合、窓口で支払う医療費を全額自己負担しなければなりません。

既に社会保険に加入しているが、国民健康保険から抜ける手続きをせず、国民健康保険証で病院にかかった場合、後日医療費の返還を求められる。

（市で支払った医療費を返していただくようになります。）

2月は国民健康保険税第8期の納期です。納期限内納付にご協力ください。納付には納め忘れのない口座振替をお勧めいたします。

問 税務課国民健康保険税係

☎ 22・1313

問 保険課国民健康保険係

☎ 22・1361

廃車手続きは3月中に！

軽自動車、原付バイクや農機具などは、4月1日現在の名義の方に1年分の軽自動車税が賦課されます。（普通自動車のように、月割りで課税されたり還付されたりすることはありません。）

「廃車」や「名義変更」の手続きが必要な場合は、3月中に手続きを済ませれば、軽自動車などを所有していないことになり、軽自動車税は賦課されません。

問 原付バイク・農機具など市役所税務課総務係

☎ 22・1313

問 軽自動車・軽二輪車など宮城県軽自動車協会

☎ 022・232・5724

問 二輪小型自動車

東北運輸局宮城陸運支局

☎ 022・235・2511

介護保険料 質問箱

Q 確定申告をするのですが、納めた介護保険料は所得控除の対象になるのでしょうか？

A 介護保険被保険者本人または、その本人と同一生計の配偶者およびその他の親族が負担することになっている介護保険料は、所得控除の対象になります。（保険料が年金から天引きされている方は、ご本人のみの所得控除になります。）

金融庁から 預金保護の範囲が変わります

万一金融機関が破たんした場合でも、預金者一人当たり、定期預金などの元本1千万円までとその利息は、今年4月以降も保護されます。

合算して元本1千万円までとその利息は、あくまで最低保障ですので、受け取れるのは1千万円だけではありません。

また、当座預金、普通預金などは、平成15年3月まで全額保護されています。

詳細は、金融機関の窓口にお問い合わせください。

今月は児童手当の支給月です

今月は、平成13年10月分から平成14年1月分までの4カ月分の児童手当が振り込みになります。

今月の5日以降、該当する金融機関で受け取ってください。

*振り込まれていない場合は、市民課総務係（☎22・1312）へご連絡ください。



変わる！



「国民年金」「介護」が変わります

地方分権一括法の施行に伴い、平成14年4月1日からは、これまで市町村で行っていた事務の一部を国（社会保険庁）が直接行うことになりました。

また、年金法が一部改正されましたので、主な部分についてお知らせいたします。

保険料関係

保険料納付書は4月中に社会保険庁から一括して被保険者の皆様に直接郵送され、全国の金融機関からでも納付できるようになります。（国に直接納付）また、現在口座振替を利用している皆様については、現状のまま国に引き継がれますので、新たな手続きは必要ありません。なお、市町村では保険料の取り扱いおよび納付書・過年度などの納付書の再発行ができなくなります。

社会保険事務局大河原事務所
☎0224・51・3111

または市町村国民年金係に申し出ていただき、後日ご本人あて直接郵送されるようになります。
未支給年金など

年金受給者の方が亡くなった場合には、亡くなった月分まで



国民年金は私たちの生活を支えます

の未支給分について、親族の方に市町村の窓口で手続きをしていただきましたが、4月からは国民年金・厚生年金の未支給などの手続きを社会保険事務局大河原事務所で行うことになりました。遠くて大変な場合には、毎月行われている社会保険相談をご利用ください。

受給申請

国民年金の受給申請（裁定請求書）は、国民年金加入期間のみの方が窓口で請求をしていたのですが、新たに国民年金

金の第3号被保険者（厚生年金などの被扶養配偶者）期間のある方については、社会保険事務局大河原事務所でも請求していただくことになりました。

国民年金加入期間のほかに厚生年金などの加入期間のある方は、これまでどおり、社会保険事務局大河原事務所でも請求して

申請免除

保険料免除の申請は、これまでと同様に窓口で手続きできますが、認定基準が改正され、本人および配偶者・世帯主の所得を基準とすることになりました。さらに、一定額以上の所得があり免除基準に該当する方は、半額免除制度が新たに設けられ、一定額以下の方については、全額免除が半額免除の選択ができることになりました。（受給額に反映）

なお、半額免除が承認された場合には半額の納付書が送付されますが、納付しない場合は未納となり年金額・受給資格期間にも算入されず、障害年金などの請求ができなくなる場合もあります。

無申告の方は申請できませんので、必ず申告をしてください。半額免除（保険料の1/2は納付）期間については、受給年金額の2/3相当として計算されます。

学生特例

学生の納付特例は平成12年度から適用され、学生本人の所得によつて承認の可否が決定されています。

今回、学生・生徒の適用範囲が改められ、夜間部、定時制課程および通信制課程に在学する学生なども特例の対象となります。

国年納付組合助成金を廃止

納付組合の皆様には、組合の健全な発展と保険料の容易かつ確実な納付を目的として、今日までご協力をいただいておりますが、以下の理由により助成金は下半期（4月上旬）交付を最後に廃止することになりました。

保険料に係る納付書の発送および収納を国の直轄事務として行うこと。国では納付組合の継続ができないこと。



保険料は口座振替を！

国民年金の保険料は、毎月確実に納めていくことが大切です。納められないようにするため、金融機関の口座から自動的に保険料が引き落とされる「口座振替制度」を利用すると大変便利で確実です。

（郵便局も利用できます。）希望される場合は直接金融機関、国民年金係の窓口で手続きをしてください。口座振替は毎月引き落としのほかに、一年分の前納（割引あり）もご利用できます。

問 市民課国民年金係
☎22・1312